

がん対策、新基本計画が始動

がん社会 を診る

中川 恵一

て「法的な位置付けも含め、制度設計について検討する」としています。

がんの早期発見のカギとなるがん検診は、住民検診と職場検診の2つがあります。そして、がん検診の3〜7割は職場で行われています。

住民検診については、健康増進法に基づき、市区町村が実施しています。皆さんのものにも、通知が来ていると思います。

住民がん検診では、対象年



イラスト 中村 久美

齢や検査間隔、検査方法などについて、厚生労働省が指針を定めています。

例えば大腸がん検診は40歳以上を対象に、年1回、2日分の便による「便潜血検査」といった具合です。子宮頸(けい)がん検診では20歳以上、2年ごとに子宮頸部の細胞を擦り取る「細胞診」です。

このほか胃がん、肺がん、乳がんを含めた5つのがん検診では、受診することでごん死亡率が下がることが科学的に証明されています。

法律の裏付けがあるため、公金が投入されており、検査の自己負担もわずかです。がんの早期発見のための検査としてもっとも推奨されるのがこの住民検診です。

住民検診と違い、会社などで行う職場がん検診は法的な裏付けがなく、福利厚生の一環として任意で行われています。

す。このため、国の指針から外れた検診も少なくありません。

また職場がん検診では、精密検査受診の受診状況の把握や受診勧奨が難しい点も大きな問題です。

住民検診での精密検査の受診率は乳がん検診で約9割、肺がん検診、胃がん検診で8割強ですが、健康保険組合を対象にした実態調査の結果では、社員の精密検査受診率は乳がん6割を超えるものの、肺がん、胃がんでは45%程度です。

「要精密検査」は機微な個人情報ですから、法的裏付けのない職場がん検診では、個別の同意を取らない限り、会社側での把握や受診勧奨が難しいからです。

今の職場がん検診には多くの問題があることは間違いないと思います。職場検診の法定化の議論を進め、住民検診と一体的に進めることが重要だと思います。

(東京大学特任教授)

2006年に成立した「がん対策基本法」は「がん対策推進協議会」の設置、「がん対策推進基本計画」の策定と定期的な見直しを求めています。私も法律の制定に深く関わり、がん対策推進協議会の委員を10年間務めました。

先月末、今後6年間の方針を定める第4期の基本計画が閣議決定されました。新基本計画では、がん検診の受診率の目標がこれまでの50%から60%に引き上げられました。また職場でのがん検診につい